

令和3年9月6日

各位

島根県農業信用基金協会

令和3年7月1日からの大雨による災害および令和3年8月11日からの大雨による災害の被災により借入金の返済が困難となった個人のお客様へ

令和3年7月1日からの大雨による災害および令和3年8月11日からの大雨による災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「令和3年7月1日からの大雨による災害」および「令和3年8月11日からの大雨による災害」については、災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローン（基金協会保証付き）などの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当協会でも、ご相談を受け付けております。

お客様の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

詳細は、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページをご確認下さい。 < <http://www.dgl.or.jp/> >

担当部署：業務部
TEL：0852-31-3628